

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業の実施状況

単位：千円

No.	交付対象事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	総事業費 A	補助対象 事業費 B	臨 時 交付金	起 債 予定額	その他	国 庫 補助金 C	その他 (一般財 源他) D	成果目標	地域住民への 周知方法 (HP、広報 紙など)
1	住民税非課税世帯給付金 給付事業【物価高騰対策 給付金】(R6年度からの 繰越明許)	健康 福祉課	①物価高が続く中でR6年度において住民税非課税世帯に対し支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②R6年度において住民税非課税世帯への給付金 ③給付金総額 ア) R6年度において住民税非課税世帯に対し30千円を支給 181世帯×30千円/世帯=5,430千円 イ) 当該世帯の世帯員である18歳以下の児童一人あたり20千円を支給 16人(9世帯)×20千円/人=320千円 計5,750千円 ④令和6年度において住民税非課税世帯(延べ190世帯)	R7.4	R7.9	5,750	5,750	5,750					町が把握する対象世帯の100%に給付	HP 広報紙 個別通知
2	住民税非課税世帯給付金 給付事業(事務費)(R6 年度からの繰越明許)	健康 福祉課	①物価高が続く中で、No.1の支援を行うために必要な事務経費 ②No.1の支援を行うために必要な事務費 ③事務費 47千円 郵便料31千円、公金取扱手数料16千円 ④No.1の支援対象世帯(延べ190世帯)D欄その他47千円については全額一般財源	R7.4	R7.9	47	0	0				47	町が把握する対象世帯の100%に給付	—
3	物価高騰対応重点支援金 調整給付事業	町民課	①所得税及び個人住民税において、定額減税で減税しきれないと見込まれる方に支給した、令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金)に不足が生じる方に対して、その差額を追加で支給することで、定額減税と同様の支援を享受できる。 ②別葉に記載 ③給付金総額 1,300人、44,000千円 ④所得税及び個人住民税において、定額減税で減税しきれないと見込まれる方に支給した、令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金)に不足が生じる方 (1,300人)	R7.5	R8.3	44,000	44,000	44,000					町が把握する対象者の100%に給付	HP 広報紙 個別通知
4	物価高騰対応重点支援金 調整給付事業(事務費)	町民課	①物価高が続く中で、No.3の給付を行うために必要な事務経費 ②No.3の給付を行うために必要な事務費 ③事務費 2,413千円 消耗品費60千円、郵便料474千円、公金取扱手数料162千円、電算処理委託1,717千円 ④所得税及び個人住民税において、定額減税で減税しきれないと見込まれる方に支給した、令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金)に不足が生じる方 (1,300人)	R7.5	R8.3	2,413	2,413	2,413					町が把握する対象世帯の100%に給付	—
5	物価高騰家計応援クーポン 券発行事業	産業 振興課	①物価高騰の影響を受ける家計を支援するため、町内の全世帯に対し世帯員(令和7年5月1日時点で住民基本台帳登録者)一人当たり7,000円相当のクーポン券を配付する。 ②委託料 ③クーポン券49,700千円、事務費2,125千円(クーポン券・チラシ印刷・封入855千円、郵便料450千円、為替手数料外192千円、人件費(クーポン券発行事務に係る臨時職員分(当該職員は任期の定めない常勤職員ではない))532千円、雑費96千円) ④D欄その他15,073千円については8,237千円が県補助金、6,836千円が一般財源	R7.4	R7.12	51,825	36,752	36,752				15,073	クーポン券7枚×1,000円×7,100セットの発行	HP 広報紙 個別通知
6	学校給食費支援事業	教育 委員会	①食料品価格の高騰による学校給食費の値上げ相当分を補助する。 ②値上げ前のR4年度の小中学校の学校給食費と比較し、R7年度の学校給食費の値上げ相当分を補助(教職員等分は除く) ③物価高騰分補助：小学校30円×420人×200日=2,520千円、中学校60円×205人×200日=2,460千円 計4,980千円 ④交付対象は横山小学校、東郷小学校、押切小学校、三川中学校であるが、各小中学校に通う児童・生徒及びその保護者にも効果が及ぶ事業である。D欄その他483千円については全額一般財源	R7.4	R8.3	4,980	4,497	4,497				483	給食材料費高騰による給食提供量の減無し	HP
7	低所得世帯の冬の生活応援 事業	健康 福祉課	①原油高騰により低所得者世帯の経済的負担軽減を図るため、冬季の灯油等の購入費の一部を助成する。 ②低所得世帯の冬の生活応援事業助成金3,000千円 ③300世帯×10千円 ④令和6年度住民税非課税世帯のうち、65歳以上の高齢者世帯、重度障害者を含む世帯及びひとり親世帯。D欄その他1,500千円については750千円が県補助金、750千円が一般財源	R7.11	R8.3	3,000	1,500	1,500				1,500	対象世帯のうち80%(240世帯)以上の世帯への給付	HP 広報紙 個別通知
合計						112,015	94,912	94,912	0	0	0	17,103		

令和7年1月1日に三川町に住民登録があり、次の<1>または<2>に該当する方
<1>令和6年分所得税等が確定した時点で算定した、本来給付すべき額と令和6年度定額減税補足給付金（調整給付金）で不足が生じる方
<2>上記<1>の対象者以外で、次のすべての要件を満たす方
・令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税所得割（いずれも定額減税前）が0円であり、本人として定額減税や調整給付の対象外である。
・税制度上、「扶養親族」の対象外であり、扶養親族としても定額減税や調整給付の対象外である。
・次の低所得世帯向け給付の対象世帯主または世帯員ではない。
1. 令和5年度非課税世帯への給付（7万円）
2. 令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
3. 令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）